

## 院外処方箋の有効期間について

R7.6/2(月) ~

処方箋の有効期は、  
療養担当規則により、発行日を含め、  
**4日以内**となっています。

ご自身で処方箋を薬局に出さず、4日以上過ぎてしまった場合、又は紛失の為の再発行は健康保険外の適応となるため、

**全額自己負担**  
(処方箋代もお薬も自費)

となりますので、有効期間内に薬局に、必ずお持ち下さい

まつもとクリニック